

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、随意契約(プロポーザル形式)を実施するので、次のとおり技術提案書の公募手続を開始する。

平成31年4月18日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1 業務概要

- (1) 業務名 H31沖縄県社会資本整備総点検業務委託
- (2) 履行場所 沖縄県内
- (3) 業務内容  
本業務は、復帰後整備されてきた本県の社会資本整備全般について総点検を行い、整備効果を検証し、次期振興計画策定の基礎資料とするものである。詳細は「平成31沖縄県社会資本整備総点検業務 特記仕様書」を参照。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成32年3月25日まで
- (5) 契約限度額 20,371,000 円以下で契約を行う。(消費税込み)
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、本業務委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の委託業務である。(詳細は特記仕様書を参照)

### 2 参加資格

技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - イ 法人であること。
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(上記イの再認定を受けた者を除く。)
  - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
  - オ 参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
  - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、その状況が継続している者でないこと。
  - キ 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は、沖縄県内に本店があること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表構成員又は構成員のうち1社は、沖縄県内に本店があること。共同企業体の結成に当たっての要件を「2(2)」に示す。
  - ク 実施方針及び評価テーマが適正であること。
  - ケ 本業務委託の見積額が契約限度額の範囲内であること。
- (2) 共同企業体の結成に当たっての要件
  - ア 共同企業体を構成する全ての構成員が「2(1)ア〜カ」の要件を満たす者であること。
  - イ 2社共同企業体とする。

- ウ 自主結成方式とする。
- エ 本業務委託に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- オ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ、最大の出資割合の者でなければならない。
- カ 共同企業体の協定書は、任意様式とする。
- キ 代表構成員以外の構成員に関する「同種又は類似業務の実績」についての要件は、「特になし」とする。

(3) 企業(又は代表構成員)の実績及び管理技術者等の要件

ア 企業(又は代表構成員)に関する要件

(ア) 配置予定技術者の業務実績に関する要件を満たす者を本業務委託に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

以下に示す同種業務又は類似業務について、平成21年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体又は共同企業体の構成員として、実施した下記の業務1件以上の実績を有すること。

- a 同種業務:計画策定等に関する計量的な調査研究等
- b 類似業務:沖縄県における統計調査等

イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成21年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記a又はbの実績を1件以上有すること。

- a 同種業務:計画策定等に関する計量的な調査研究等
- b 類似業務:沖縄県における統計調査等

※a、bとも、管理技術者又は担当技術者として携わった業務実績を対象とする。

(イ) 担当技術者、照査技術者

管理技術者以外の配置予定技術者(担当技術者、照査技術者)の業務実績についての要件は、「特になし」とする。ただし、特定段階においては評価を行うものとする。

### 3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

(2) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を与える。

- (ア) 予定技術者の経験及び能力
- (イ) 実施方針等
- (ウ) 特定テーマに対する技術提案

(3) 受注者の決定方法

(2)によって算出された評価値の最も高い者を受注者とする。

なお、評価値の合計の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより受注者を選定する。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		管理技術者	担当※技術者	照査技術者
予定技術者力（表彰）	専門業務執行技術力	<p>(別記様式－6の2)(別記様式－6の3)</p> <p>平成21年度以降から公告日までの同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国、県、市町村その他の公共事業からの実績とする。</p> <p>①平成21年度以降から公告日までに同種業務の実績がある。</p> <p>②平成21年度以降から公告日までに類似業務の実績がある。</p> <p>③①及び②に該当しない。</p> <p>記載する業務は1件程度とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件1枚以内に記載する。別途契約書等の写しを添付すること(実績が確認できない場合は③とする)。</p>	①0.5 ②0.3 ③ 選 定し ない	①1.0 ②0.5 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
	専門優良技術力	<p>(別記様式－6)</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の平成27年から平成30年度の間の実績の優秀技術者表彰の経験について、下記の順で評価する。</p> <p>①局長等表彰の実績あり</p> <p>②部長・事務所長等表彰の実績あり</p> <p>③①及び②に該当しない。</p>	①1.0 ②0.5 ③0.0	①1.0 ②0.5 ③0.0	①1.0 ②0.5 ③0.0
小計	満点の点数		1.5	2.0	1.5
			5.0		

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
	判断基準		書面	ヒアリング*
実施方針・実施フロー・工程表その他 (別記様式－12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7.0	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4.0	
		対象国の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	4.0	
小計			25.0	

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点		技術点	
			判断基準		書面	ヒアリング
特定テーマに関する技術提案 (別記様式)	全体	特定テーマ間の整合性	複数の評価テーマ間の整合性が高い場合には優位に評価し、矛盾がある整合性が著しく悪い場合には評価しない。		8.0	
	定テーマ1	的確性	与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		1.5	
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって有効性が高い場合に優位に評価する。		1.5	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		1.0	
			事業の難易度にふさわしい提案となっている場合に優位に評価する。		1.0	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		1.5	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		1.5	
			利用しようとする基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		1.0	
		独創性	知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		1.0	
			高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		1.0	
		定テーマ2	的確性	与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		1.5
	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって有効性が高い場合に優位に評価する。			1.5		
	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			1.0		
	事業の難易度にふさわしい提案となっている場合に優位に評価する。			1.0		
	実現性		提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		1.5	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		1.5	
			利用しようとする基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		1.0	
	独創性		知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		1.0	
			高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		1.0	
	小計					30.0
アからウの合計(満点)					60.0	

## エ 参考見積りに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参 考 見積り	業務コストの 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務規模と大きくかい離がある場合は非特定</li> <li>・業務量の目安を超える金額の場合は非特定</li> </ul>	—

### (4) 技術提案書に関するヒアリング

技術提案書の内容について次の日時、場所等においてヒアリングを行う。

ア 日 時 平成31年5月14日(火)午前13時30分から各社20分程度(予定)

イ 場 所 沖縄県庁11階 第1会議室(予定)

ウ その他 ヒアリングの時間等の詳細は、選定後に追って連絡する。ヒアリングの出席者は、配置予定管理技術者を含め、最大3名とする。

※日時については、会場等の都合により変更になる場合がある。

### (5) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき特記仕様書を定めた上で、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

## 4 参加資格及び技術提案書に対する質問及び回答

参加希望者は参加資格又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格がないと判断する者からの質問は受け付けない。

### (1) 問合せ先

沖縄県土木建築部土木総務課 企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 電話番号:098-866-2384

### (2) 提出期間、提出方法及び場所

ア 期 間 平成31年4月18日(木)から平成31年4月26日(金)まで

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場 所 上記(1)による。

エ 提出方法 書面(様式自由)を持参により提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

### (3) 回答の方法

ア 期 間 平成31年4月18日(木)から平成31年5月8日(水)まで

イ 場 所 下記アドレスに随時掲示する。

【沖縄県土木建築部土木総務課HP】<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/kikaku/index.html>

## 5 各種手続等

### (1) 参加表明書の提出等

ア 参加希望者は、2に掲げる参加表明書を、次に従い提出しなければならない。

イ 提出期間、提出場所及び方法

(ア) 期 間 平成31年4月18日(木)から平成31年5月10日(金)まで

(イ) 受付時間 休日を除く午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

(ウ) 提出方法等 持参又は郵送等(メール、ファクシミリ等電送を除く。)により原本を提出する。なお、郵送等の場合は、提出期限日の午前中必着とする。

(エ) 提出部数 2部

- (オ) 提出先 沖縄県土木建築部土木総務課 企画班
- ウ 参加表明書の作成方法  
参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式－1を表紙として提出すること。
- エ 参加表明書の無効  
本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

## (2) 技術提案書の提出

参加希望者は、技術提案書を次に従い提出しなければならない。

- ア 提出期間、提出場所及び提出方法
  - (ア) 期 間 平成31年4月18日(木)から平成31年5月10日(月)まで
  - (イ) 受付時間 休日を除く午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで
  - (ウ) 提出方法等 持参又は郵送等(メール、ファクシミリ等電送を除く。)により原本を提出する。なお、郵送等の場合は提出期間内必着とする。
  - (エ) 提出部数 2部
  - (オ) 提出先 沖縄県土木建築部土木総務課 企画班
- イ 技術提案書の作成方法  
技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式－11を表紙として提出すること。
  - (ア) 実施方針・業務フロー  
業務の実施方針、業務フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。
- ウ 技術提案書の無効  
本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

## (3) 受注者の決定日

受注者は、下記の日時までに決定する予定である。なお、採用の可否については、全ての応募者あて書面により通知する。

日時:平成31年5月14日(火)

## 6 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条第1項の規定により、契約保証金を納めなければならない。ただし同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 7 配置予定技術者の確認

技術提案書の特定後、TECRIS等により配置予定技術者の配置違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術提案書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 8 支払条件

概算払 契約金額の30%以内

## 9 火災保険の要否

不要

## 10 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

### (1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 非選定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所 沖縄県土木建築部土木総務課 企画班

ウ 提出方法 書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

### (2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

## 11 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

### (1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 沖縄県土木建築部土木総務課

受付時間 午前9時から午後5時まで

### (2) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部土木総務課 企画班

## 12 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

## 13 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(4) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 参加説明書を手にした者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(6) 選定された業者と随意契約により委託契約を締結する。そのため、改めて仕様書を作成し見積書の提出を求める。

(7) 契約の締結に当たり作成する仕様書は、選定された提案書を尊重するがその内容に限定されず、変更もある得るものとする。

(8) 業務終了時の最終金額の確定については、契約時に提出された見積書を基準に精算を行うものとする。

(9) 本業務は、監査等対応のため、契約締結後、別途資料作成を依頼する可能性がある。